

大洗廃棄物管理事業変更許可申請対象条文の確認及び理由

資料 2-1

令和 4 年 8 月 22 日

- 凡例 ○：許可基準規則適合性の確認が必要なもの
 △：既許可の評価等から結果に変更がないもの
 ×：許可基準規則適合性の確認が不要なもの

③ 廃液処理棟の化学処理装置等の使用の停止

許可基準規則	申請対象条文か	理由	備考
廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号) (遮蔽等) 第二条 廃棄物管理施設は、当該廃棄物管理施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量を十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。	△	当該変更は、既許可における廃液処理棟の遮蔽設計を変更するものではない。また、廃液処理棟の化学処理装置等は、廃止までのプロセスを踏まえて、評価における化学処理装置のスラッジ槽のインベントリを保守的に与えたままとするため、既許可と変更はない。	
2 廃棄物管理施設は、放射線障害を防止する必要がある場合には、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。	×	当該変更は、既許可における遮蔽設計を変更するものではない。	
(閉じ込めの機能) 第三条 廃棄物管理施設は、放射性廃棄物を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。	△	当該変更は、既許可における廃液処理棟の閉じ込め機能の変更をするものではない。	
(火災等による損傷の防止) 第四条 廃棄物管理施設は、火災又は爆発により当該廃棄物管理施設の安全性が損なわれないよう、次に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じたものでなければならない。 一 火災及び爆発の発生を防止すること。	△	当該変更は、既許可における廃液処理棟の火災防護の設計を変更するものではない。	
二 火災及び爆発の発生を早期に感知し、及び消火すること。	△	当該変更は、既許可における廃液処理棟の火災防護の設計を変更するものではない。	
三 火災及び爆発の影響を軽減すること。	△	当該変更は、既許可における廃液処理棟の火災防護の設計を変更するものではない。	
(廃棄物管理施設の地盤) 第五条 廃棄物管理施設は、次条第二項の規定により算定する地震力(安全上重要な施設にあつては、同条第三項の地震力を含む。)が作用した場合においても当該廃棄物管理施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。	△	当該変更は、既許可における廃液処理棟の地盤の支持力の設計を変更するものではない。	
2 安全上重要な施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。	×	当該変更は、既許可における安全上重要な施設がないことを変更するものではない。	
3 安全上重要な施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。	×	当該変更は、既許可における安全上重要な施設がないことを変更するものではない。	

許可基準規則	申請対象条文か	理由	備考
<p>廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号)</p> <p>(地震による損傷の防止)</p> <p>第六条 廃棄物管理施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p>	△	当該変更は、既許可における廃液処理棟(耐震クラスC)の地震力に耐えることの設計を変更するものではない。	
<p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある廃棄物管理施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p>	△	当該変更は、既許可における廃液処理棟の地震力に耐えることの設計を変更するものではない。	
<p>3 安全上重要な施設は、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	×	安全上重要な施設がないことを変更するものではない。	
<p>4 安全上重要な施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p>	×	安全上重要な施設がないことを変更するものではない。	
<p>(津波による損傷の防止)</p> <p>第七条 廃棄物管理施設は、その供用中に当該廃棄物管理施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない</p>	×	当該変更は、既許可における廃棄物管理施設の津波が到達しない高所に設置することに変更はない。	
<p>(外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>第八条 廃棄物管理施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)が発生した場合においても安全性を損なわないものでなければならない。</p>	△	当該変更は、既許可における廃液処理棟の想定される自然現象(地震及び津波を除く。)が発生した場合においても安全性を損なわないとする設計に変更はない。	
<p>2 廃棄物管理施設は、事業所又はその周辺において想定される当該廃棄物管理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して安全性を損なわないものでなければならない。</p>	△	当該変更は、既許可における廃液処理棟の人為によるものに対する設計を変更するものではない。	
<p>(廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止)</p> <p>第九条 事業所には、廃棄物管理施設への人の不法な侵入、廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するための設備を設けなければならない。</p>	×	当該変更は、既許可における廃液処理棟の人の不法な侵入等の防止に対する設計を変更するものではない。	
<p>(核燃料物質の臨界防止)</p> <p>第十条 廃棄物管理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合には、臨界を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p>	×	当該変更は、既許可における臨界防止に対する設計を変更するものではない。	
<p>(安全機能を有する施設)</p> <p>第十一条 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。</p>	×	当該変更は、既許可における安全機能に対する設計を変更するものではない。	
<p>2 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の廃棄物管理施設において共用する場合には、廃棄物管理施設の安全性を損なわないものでなければならない。</p>	×	当該変更は、既許可における安全機能に対する設計を変更するものではない。	
<p>3 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p>	×	当該変更は、既許可における安全機能に対する設計を変更するものではない。	

許可基準規則	申請対象条文か	理由	備考
<p>廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号)</p> <p>4 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合には、多重性を有しなければならない。</p>	×	当該変更は、既許可における安全機能に対する設計を変更するものではない。	
<p>(設計最大評価事故時の放射線障害の防止)</p> <p>第十二条 廃棄物管理施設は、設計最大評価事故(安全設計上想定される事故のうち、公衆が被ばくする線量を評価した結果、その線量が最大となるものをいう。)が発生した場合において、事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p>	△	<p>当該変更は、既許可における廃液処理棟の設計最大評価事故に対する設計を変更するものではない。</p> <p>廃液処理棟の化学処理装置等は、廃止までのプロセスを踏まえて、評価における化学処理装置のスラッジ槽のインベントリを保守的に与えたままとするため、既許可と変更はない。</p>	
<p>(処理施設)</p> <p>第十三条 廃棄物管理施設には、必要に応じて、次に掲げるところにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号)第三十二条第二号に規定する処理を行うための施設を設けなければならない。</p> <p>一 受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するものとする。</p>	△	当該変更は、既許可における廃液処理棟の受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力に対する設計を変更するものではない。	
<p>二 処理に伴い生じた放射性廃棄物を排出する場合は、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、廃棄施設に接続する排気口の設置その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	△	当該変更は、既許可における廃液処理棟の処理施設に対する設計を変更するものではない。	
<p>(管理施設)</p> <p>第十四条 廃棄物管理施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を管理する施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射性廃棄物を管理するために必要な容量を有するものとする。</p>	×	当該変更は、既許可における管理施設に対する設計を変更するものではない。	
<p>二 管理する放射性廃棄物の性状を考慮し、適切な方法により当該放射性廃棄物を保管するものとする。</p>	×	当該変更は、既許可における管理施設に対する設計を変更するものではない。	
<p>三 放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講ずるものとする。</p>	×	当該変更は、既許可における管理施設に対する設計を変更するものではない。	
<p>(計測制御系統施設)</p> <p>第十五条 廃棄物管理施設には、必要に応じて、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能その他の機能が確保されていることを適切に監視することができる計測制御系統施設を設けなければならない。</p>	×	当該変更は、既許可における計測制御系統施設に対する設計を変更するものではない。	
<p>2 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故により当該廃棄物管理施設の安全性を損なうおそれが生じたとき、次条第二号の放射性物質の濃度若しくは線量が著しく上昇したとき又は廃棄施設から放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を設けなければならない。</p>	×	当該変更は、既許可における計測制御系統施設に対する設計を変更するものではない。	
<p>(放射線管理施設)</p> <p>第十六条 事業所には、次に掲げるところにより、放射線管理施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射線から放射線業務従事者を防護するため、線量を監視し、及び管理する設備を設けること。</p>	×	当該変更は、既許可における放射線管理施設に対する設計を変更するものではない。	
<p>二 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する設備を設けること。</p>	×	当該変更は、既許可における放射線管理施設に対する設計を変更するものではない。	

許可基準規則	申請対象条文か	理由	備考
廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号)			
三 放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、必要な情報を適切な場所に表示する設備を設けること。	×	当該変更は、既許可における放射線管理施設に対する設計を変更するものではない。	
(廃棄施設) 第十七条 廃棄物管理施設には、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、当該廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設（放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。）を設けなければならない。	△	当該変更は、既許可における廃液処理棟の廃棄施設に対する設計を変更するものではない。 廃液処理棟の化学処理装置等は、廃止までのプロセスを踏まえて、評価における化学処理装置のスラッジ槽のインベントリを保守的に与えたままとするため、既許可と変更はない。	
2 廃棄物管理施設には、十分な容量を有する放射性廃棄物を保管廃棄する施設を設けなければならない。	×	当該変更は、既許可における廃棄施設に対する設計を変更するものではない。	
(予備電源) 第十八条 廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を設けなければならない。	×	当該変更は、既許可における予備電源に対する設計を変更するものではない。	
(通信連絡設備等) 第十九条 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。	×	当該変更は、既許可における通信連絡設備に対する設計を変更するものではない。	
2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を設けなければならない。	×	当該変更は、既許可における通信連絡設備に対する設計を変更するものではない。	
3 廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備を設けなければならない。	×	当該変更は、既許可における通信連絡設備に対する設計を変更するものではない。	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大 洗 研 究 所
廃棄物管理事業変更許可申請書
新旧対照表

(本文、添付書類一、二、三、四、五、六、七、八)

令和4年4月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

新旧対照表抜粋 (廃液処理棟の化学処理装置等の使用の停止)

変更前	変更後	備考
<p>角型鋼製廃棄物パッケージ 保管体</p> <p>b 数量</p> <p>a) 最大受入れ数量</p> <p>液体廃棄物 ; <u>9,400m³</u>/年</p> <p>固体廃棄物 ; 845m³/年</p> <p>b) 最大管理能力</p> <p>廃棄体 ; 8,559m³ (200リットルドラム缶換算 42,795本相当)</p> <p>B 廃棄物管理を行う放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度</p> <p>a 処理を行うために受け入れる放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度は、以下のとおりとする。</p> <p>液体廃棄物</p> <p>トリチウムを除くアルファ線を放出しない放射性物質*¹ ; 3.7×10⁴ Bq/cm³</p> <p>トリチウム ; 3.7×10⁵ Bq/cm³</p> <p>アルファ線を放出する放射性物質*² ; 1×10⁻² Bq/cm³</p> <p>注) *1: アルファ線を放出しない放射性物質とは、*2に示すもの以外のものをいう。</p> <p>*2: アルファ線を放出する放射性物質とは、超ウラン元素であってアルファ線を放出する核種をいう。(本項及び次項bにおいて同じ。)</p> <p>液体廃棄物は、その性状、含まれる放射性物質の種類及び量によって次に示す値未満となるように区分して受け入れる。</p> <p>放出前廃液</p>	<p>角型鋼製廃棄物パッケージ 保管体</p> <p>b 数量</p> <p>a) 最大受入れ数量</p> <p>液体廃棄物 ; <u>5,400m³</u>/年</p> <p>固体廃棄物 ; 845m³/年</p> <p>b) 最大管理能力</p> <p>廃棄体 ; 8,559m³ (200リットルドラム缶換算 42,795本相当)</p> <p>B 廃棄物管理を行う放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度</p> <p>a 処理を行うために受け入れる放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度は、以下のとおりとする。</p> <p>液体廃棄物</p> <p>トリチウムを除くアルファ線を放出しない放射性物質*¹ ; 3.7×10⁴ Bq/cm³</p> <p>トリチウム ; 3.7×10³ Bq/cm³</p> <p>アルファ線を放出する放射性物質*² ; 1×10⁻² Bq/cm³</p> <p>注) *1: アルファ線を放出しない放射性物質とは、*2に示すもの以外のものをいう。</p> <p>*2: アルファ線を放出する放射性物質とは、超ウラン元素であってアルファ線を放出する核種をいう。(本項及び次項bにおいて同じ。)</p> <p>液体廃棄物は、その性状、含まれる放射性物質の種類及び量によって次に示す値未満となるように区分して受け入れる。</p> <p>放出前廃液</p>	<p>化学処理装置の使用 の停止に伴う変更</p> <p>液体廃棄物 C の削除 に伴う記載の見直し</p>

変更前	変更後	備考
<p>(i) 構造</p> <p>本施設は、区分して受け入れる液体廃棄物を、その性状、含まれる放射性物質の種類及び量に応じて処理する施設で、廃液処理棟、廃液貯留施設 I 及び排水監視施設の建家並びに <u>化学処理装置</u>、廃液蒸発装置 I、廃液蒸発装置 II、セメント固化装置、処理済廃液貯槽及び排水監視設備で構成する。</p> <p>i) 液体廃棄物の処理施設を収容する建家</p> <p>1) 廃液処理棟</p> <p>廃液処理棟の主要構造は、鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約660m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第2図に示す。建家内には、液体廃棄物の処理施設の <u>化学処理装置</u>、廃液蒸発装置 I、廃液蒸発装置 II、セメント固化装置を収容する。</p> <p>2) 廃液貯留施設 I</p> <p>廃液貯留施設 I は建家本体である廃液貯留施設 I と附属建家である廃棄物管理施設用廃液貯槽で構成される。</p> <p>建家本体である廃液貯留施設 I の主要構造は、鉄骨造（地下貯槽部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、建築面積約900m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第14図に示す。建家内には、液体廃棄物の処理施設の処理済廃液貯槽を収容する。</p> <p>3) 排水監視施設</p> <p>排水監視施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、地下1階、建築面積約190m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第3図に示す。建家内には、液体廃棄物の処理施設の排水監視設備を収容する。</p> <p>ii) 液体廃棄物の処理施設の主要な設備</p> <p><u>(a) 化学処理装置</u></p> <p><u>化学処理装置は、液体廃棄物 A のうち、物理的・化学的性質が安定した、主として J M T R 原子炉施設から発生する一次冷却水を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として凝集沈澱槽、排泥槽、スラッジ貯槽、砂ろ過塔及び分析フードで構成する。</u></p> <p>(b) 廃液蒸発装置 I</p>	<p>(i) 構造</p> <p>本施設は、区分して受け入れる液体廃棄物を、その性状、含まれる放射性物質の種類及び量に応じて処理する施設で、廃液処理棟、廃液貯留施設 I 及び排水監視施設の建家並びに廃液蒸発装置 I、廃液蒸発装置 II、セメント固化装置、処理済廃液貯槽及び排水監視設備で構成する。</p> <p>i) 液体廃棄物の処理施設を収容する建家</p> <p>1) 廃液処理棟</p> <p>廃液処理棟の主要構造は、鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部2階）、建築面積約660m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第2図に示す。建家内には、液体廃棄物の処理施設の廃液蒸発装置 I、廃液蒸発装置 II、セメント固化装置を収容する。</p> <p>2) 廃液貯留施設 I</p> <p>廃液貯留施設 I は建家本体である廃液貯留施設 I と附属建家である廃棄物管理施設用廃液貯槽で構成される。</p> <p>建家本体である廃液貯留施設 I の主要構造は、鉄骨造（地下貯槽部鉄筋コンクリート造）で、地上1階、建築面積約900m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第14図に示す。建家内には、液体廃棄物の処理施設の処理済廃液貯槽を収容する。</p> <p>3) 排水監視施設</p> <p>排水監視施設の主要構造は、鉄筋コンクリート造で、地上1階、地下1階、建築面積約190m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第3図に示す。建家内には、液体廃棄物の処理施設の排水監視設備を収容する。</p> <p>ii) 液体廃棄物の処理施設の主要な設備</p> <p>(a) 廃液蒸発装置 I</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p> <p>番号の繰上げ</p>

変更前	変更後	備考
<p>廃液蒸発装置 I は、液体廃棄物 A <u>のうち、物理的・化学的性質が多様な、主として実験系廃液</u> を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として蒸気室、カランドリア、強制循環ポンプ、蒸気圧縮機 <u>及び</u> 濃縮液受槽で構成する。</p> <p>(c) 廃液蒸発装置 II</p> <p>廃液蒸発装置 II は、液体廃棄物 B 及び廃液蒸発装置 I で発生する濃縮液を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として蒸発缶、充填塔、凝縮器及び濃縮液受槽で構成する。</p> <p>(d) セメント固化装置</p> <p>セメント固化装置は、主として <u>化学処理装置から発生するスラッジ及び</u> 廃液蒸発装置 II から発生する濃縮液を固型化するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として <u>凍結再融解槽、スラッジ槽、</u> 濃縮液槽及び混練機で構成する。</p> <p>(e) 処理済廃液貯槽</p> <p>本貯槽は、主として放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回る処理済廃液を一時貯留し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するための貯槽で、廃液貯留施設 I に設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽で構成する。</p> <p>(f) 排水監視設備</p> <p>本設備は、主として放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回る処理済廃液を一時貯留し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するための設備で、排水監視施設に設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽で構成する。</p> <p>(ii) 主要な設備及び機器の種類</p> <p>主要な設備及び機器の種類を第1表に示す。</p> <p>(iii) 処理する放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大処理能力</p> <p>処理する放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大処理能力を第1表に示す。</p>	<p>廃液蒸発装置 I は、液体廃棄物 A を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として蒸気室、カランドリア、強制循環ポンプ、蒸気圧縮機、<u>濃縮液受槽及び分析フード</u> で構成する。</p> <p>(b) 廃液蒸発装置 II</p> <p>廃液蒸発装置 II は、液体廃棄物 B 及び廃液蒸発装置 I で発生する濃縮液を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として蒸発缶、充填塔、凝縮器及び濃縮液受槽で構成する。</p> <p>(c) セメント固化装置</p> <p>セメント固化装置は、主として廃液蒸発装置 II から発生する濃縮液を固型化するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として濃縮液槽及び混練機で構成する。</p> <p>(d) 処理済廃液貯槽</p> <p>本貯槽は、主として放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回る処理済廃液を一時貯留し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するための貯槽で、廃液貯留施設 I に設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽で構成する。</p> <p>(e) 排水監視設備</p> <p>本設備は、主として放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回る処理済廃液を一時貯留し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するための設備で、排水監視施設に設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽で構成する。</p> <p>(ii) 主要な設備及び機器の種類</p> <p>主要な設備及び機器の種類を第1表に示す。</p> <p>(iii) 処理する放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大処理能力</p> <p>処理する放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大処理能力を第1表に示す。</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ</p>

変更前						変更後						備考
第1表 液体廃棄物の処理施設の主要な設備及び機器の種類並びに処理する放射性廃棄物の種類及び最大処理能力						第1表 液体廃棄物の処理施設の主要な設備及び機器の種類並びに処理する放射性廃棄物の種類及び最大処理能力						
収容建家	年間処理量	主要な設備及び機器の種類	耐震クラス	処理する放射性廃棄物の種類	最大処理能力	収容建家	年間処理量	主要な設備及び機器の種類	耐震クラス	処理する放射性廃棄物の種類	最大処理能力	
廃液処理棟	9,400m ³	化学処理装置（二段凝集沈澱方式） 〔凝集沈澱槽 2基〕 〔排泥槽 2基〕 〔スラッジ貯槽 1基〕 〔砂ろ過塔 2基〕 〔分析フード 4基〕	C	液体廃棄物A及び放出前廃液	10m ³ /h	廃液処理棟	5,400m ³					化学処理装置の使用の停止に伴う削除
		廃液蒸発装置Ⅰ（強制循環型蒸気圧縮方式） 〔蒸気室 1基〕 〔カランドリア 1基〕 〔強制循環ポンプ 1基〕 〔蒸気圧縮機 1基〕 〔濃縮液受槽 1基〕	C	液体廃棄物A及び放出前廃液	3m ³ /h						化学処理装置の使用の停止に伴う変更	
		廃液蒸発装置Ⅱ（単効型自然循環方式） 〔蒸発缶 1基〕 〔充填塔 1基〕 〔凝縮器 2基〕 〔濃縮液受槽 1基〕	B C	液体廃棄物B及び濃縮液	1m ³ /h							
セメント固化装置（混練方式） 〔凍結再融解槽 2基〕 〔スラッジ槽 1基〕 〔濃縮液槽 1基〕 〔混練機 1式〕	C	スラッジ及び濃縮液	1m ³ /5日 (スラッジ) 200リットル/日 (濃縮液)								化学処理装置の使用の停止に伴う削除	
廃液貯留施設Ⅰ	9,400m ³	処理済廃液貯槽 〔鉄筋コンクリート製貯槽 1基〕	C	処理済廃液	貯留量 200m ³	廃液貯留施設Ⅰ	5,400m ³	処理済廃液貯槽 〔鉄筋コンクリート製貯槽 1基〕	C	処理済廃液	貯留量 200m ³	
排水監視施設		排水監視設備 〔鉄筋コンクリート製貯槽 1基〕	C	処理済廃液	貯留量 500m ³	排水監視施設		排水監視設備 〔鉄筋コンクリート製貯槽 1基〕	C	処理済廃液	貯留量 500m ³	

*：うち3基は管理機械棟に設置

記載の見直し

変更前						変更後						備考
第4表 液体廃棄物の受入れ施設の主要な設備及び機器の種類 並びに受け入れる放射性廃棄物の種類及び最大受入れ能力						第4表 液体廃棄物の受入れ施設の主要な設備及び機器の種類 並びに受け入れる放射性廃棄物の種類及び最大受入れ能力						化学処理装置の使用 の停止に伴う変更 液体廃棄物 C の削除 受入れ施設変更に伴う 記載の見直し 化学処理装置の使用 の停止に伴う変更
収容建家	年間受 入れ量	主要な設備及び機器の種類	耐震 クラス	受け入れる放射性 廃棄物の種類	最大受入れ能力	収容建家	年間受 入れ量	主要な設備及び機器の種類	耐震 クラス	受け入れる放射性 廃棄物の種類	最大受入れ能力	
廃液貯留 施設 I	8,000m ³	廃液貯槽 I [鉄筋コンクリート製貯槽 6基 常陽系統配管 1式] 廃棄物管理施設用廃液貯槽 [鉄筋コンクリート製貯槽 2基]	C	液体廃棄物 A 放出前廃液	1,400m ³ 30m ³	廃液貯留 施設 I	4,000m ³	廃液貯槽 I [鉄筋コンクリート製貯槽 6基 常陽系統配管 1式] 廃棄物管理施設用廃液貯槽 [鉄筋コンクリート製貯槽 2基]	C	液体廃棄物 A 放出前廃液	1,400m ³ 30m ³	
廃液貯留 施設 II	1,400m ³	廃液貯槽 II [鉄筋コンクリート製貯槽 4基]	B	液体廃棄物 B <u>液体廃棄物 C</u>	280m ³	廃液貯留 施設 II	1,400m ³	廃液貯槽 II [鉄筋コンクリート製貯槽 4基]	B	液体廃棄物 B	280m ³	
<u>有機廃液 一時格納 庫</u>	*	<u>有機廃液一時格納庫</u> [<u>格納室 1室</u> <u>保管容器 6本</u>]	C	液体廃棄物 A 及び液体廃棄 物 B の有機廃 液	1.2m ³	<u>β・γ固 体処理棟 III</u>	*	<u>有機溶媒貯槽</u> [<u>廃油タンク 1基</u>]	B	液体廃棄物 A 及び液体廃棄 物 B の有機廃 液	0.096m ³	
*: 廃液貯留施設 I、廃液貯留施設 II 及び <u>有機廃液一時格納庫</u> の合計が <u>9,400m³</u> を超えないものとする。						*: 廃液貯留施設 I、廃液貯留施設 II 及び <u>β・γ 固体処理棟 III</u> の合計が <u>5,400m³</u> を超えないものとする。						

変更前	変更後	備考
<p>c) 通信連絡設備 廃棄物管理施設内外の必要箇所との通信連絡を行うための多様な通信連絡設備を設ける。</p> <p>B 廃棄の方法</p> <p>イ 廃棄物管理の方法の概要 廃棄物管理施設では、放射性廃棄物を液体廃棄物と固体廃棄物に大別して管理に適した性状となるように処理し、最終処分が行われるまでの間管理する。</p> <p>(1) 液体廃棄物の処理方法の概要 液体廃棄物は、発生元施設で放射性物質の濃度により区分された放出前廃液、液体廃棄物 A、液体廃棄物 B <u>及び液体廃棄物 C</u> を、受入れ施設である廃液貯槽 I、廃液貯槽 II 又は <u>有機廃液一時格納庫</u> に受け入れた後、処理施設に移送し処理を行う。</p> <p>a) 液体廃棄物 A <u>液体廃棄物 A のうち物理的・化学的性質が一定した液体廃棄物は、廃液貯槽 I で受け入れた後、化学処理装置で化学処理を行い、スラッジと処理済廃液に分離する。スラッジは、セメント固化装置でセメントにより容器に固型化しドラム缶型廃棄物パッケージ（鋼製200リットルドラム缶）とする。また、処理済廃液は、必要に応じて処理済廃液貯槽又は排水監視設備で希釈し、放射性物質の濃度が「線量告示」に定められている周辺監視区域外の水中の濃度限度を十分下回っていることを確認した後、放出する。</u> <u>液体廃棄物 A のうち物理的・化学的性質が多様な液体廃棄物は、廃液貯槽 I で受け入れた後、廃液蒸発装置 I で蒸発処理を行い、濃縮液と処理済廃液に分離する。濃縮液は、廃液貯槽 II で受け入れた後、再度液体廃棄物 B とともに廃液蒸発装置 II で蒸発処理する。また、処理済廃液は、化学処理された処理済廃液とともに必要に応じて処理済廃液貯槽又は排水監視設備で希釈し、放射性物質の濃度が「線量告示」に定められている周辺監視区域外の水中の濃度限度を十分下回っていることを確認した後、放出する。</u> 受け入れた放出前廃液は、処理済廃液として、必要に応じて処理済廃液貯槽又は排水監視設備で希釈し、放射性物質の濃度が「線量告示」に定められている周辺監視区域外の水中の濃度限度を十分下回っていることを確認した後、放出する。</p> <p>b) 液体廃棄物 B</p>	<p>c) 通信連絡設備 廃棄物管理施設内外の必要箇所との通信連絡を行うための多様な通信連絡設備を設ける。</p> <p>B 廃棄の方法</p> <p>イ 廃棄物管理の方法の概要 廃棄物管理施設では、放射性廃棄物を液体廃棄物と固体廃棄物に大別して管理に適した性状となるように処理し、最終処分が行われるまでの間管理する。</p> <p>(1) 液体廃棄物の処理方法の概要 液体廃棄物は、発生元施設で放射性物質の濃度により区分された放出前廃液、液体廃棄物 A <u>及び</u>液体廃棄物 B を、受入れ施設である廃液貯槽 I、廃液貯槽 II 又は <u>有機溶媒貯槽</u> に受け入れた後、処理施設に移送し処理を行う。</p> <p>a) 液体廃棄物 A <u>液体廃棄物 A は、廃液貯槽 I で受け入れた後、廃液蒸発装置 I で蒸発処理を行い、濃縮液と処理済廃液に分離する。濃縮液は、廃液貯槽 II で受け入れた後、再度液体廃棄物 B とともに廃液蒸発装置 II で蒸発処理する。また、処理済廃液は、必要に応じて処理済廃液貯槽又は排水監視設備で希釈し、放射性物質の濃度が「線量告示」に定められている周辺監視区域外の水中の濃度限度を十分下回っていることを確認した後、放出する。</u> 受け入れた放出前廃液は、処理済廃液として、必要に応じて処理済廃液貯槽又は排水監視設備で希釈し、放射性物質の濃度が「線量告示」に定められている周辺監視区域外の水中の濃度限度を十分下回っていることを確認した後、放出する。</p> <p>b) 液体廃棄物 B</p>	<p>液体廃棄物 C の削除 受入れ施設変更に伴う記載の見直し</p> <p>化学処理装置の使用 の停止に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>ロ 廃棄物管理の手順を示す工程図</p> <p>液体廃棄物の場合</p> <p>放出前廃液 液体廃棄物A 液体廃棄物B <u>液体廃棄物C</u> 有機性の液体廃棄物(液体廃棄物A、B) 無機性の液体廃棄物(液体廃棄物A、B)</p> <p>固体廃棄物の場合</p> <p>β・γ固体廃棄物A α固体廃棄物A β・γ固体廃棄物B α固体廃棄物B</p>	<p>ロ 廃棄物管理の手順を示す工程図</p> <p>液体廃棄物の場合</p> <p>放出前廃液 液体廃棄物A 液体廃棄物B 有機性の液体廃棄物(液体廃棄物A、B)</p> <p>固体廃棄物の場合</p> <p>β・γ固体廃棄物A α固体廃棄物A β・γ固体廃棄物B α固体廃棄物B</p>	<p>備考</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除及び液体廃棄物Cの削除</p> <p>受入れ施設変更に伴う記載の変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>2階平面図</p> <p>約37m</p> <p>約15m</p> <p>1階平面図</p> <p>(廃液貯留施設 I)</p> <p>2階平面図</p> <p>約37m</p> <p>約15m</p> <p>1階平面図</p> <p>(廃液貯留施設 I)</p> <p>断面図 (A-A'断面)</p> <p>約7m</p> <p> : 収容設備 : 遮蔽設備 : 管理区域として設計する区域 : 固体廃棄物の廃棄施設 * : 使用を停止する。 </p> <p>第2図 廃棄物管理施設の構造概要図 (廃液処理棟)</p>	<p>2階平面図</p> <p>約37m</p> <p>約15m</p> <p>1階平面図</p> <p>(廃液貯留施設 I)</p> <p>2階平面図</p> <p>約37m</p> <p>約15m</p> <p>1階平面図</p> <p>(廃液貯留施設 I)</p> <p>断面図 (A-A'断面)</p> <p>約7m</p> <p> : 収容設備 : 遮蔽設備 : 管理区域として設計する区域 : 固体廃棄物の廃棄施設 * : 使用を停止する。 </p> <p>第2図 廃棄物管理施設の構造概要図 (廃液処理棟)</p>	<p>備考</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除及び記載の見直し</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う記載の見直し</p>

変更前	変更後	備考
<p>1階平面図</p> <p>断面図 (A-A'断面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○: 水害設備 ■: 増築区域として設計する区域 ●: 固体廃棄物の廃棄施設 <p>第 19 図 廃棄物管理施設の構造概要図 (管理機械棟)</p>	<p>1階平面図</p> <p>断面図 (A-A'断面)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○: 水害設備 ■: 増築区域として設計する区域 ●: 固体廃棄物の廃棄施設 <p>第 18 図 廃棄物管理施設の構造概要図 (管理機械棟)</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>図番号の繰上げ</p>

変更前	変更後	備考
<p>(α) 固体処理棟 α廃棄装置セル系 αホール 封入セル 管理区域系</p> <p>(β・γ) 固体処理棟III 管理区域系 β・γ廃棄装置</p> <p>β・γ 固体処理棟II 管理区域系 β・γ圧縮装置II</p> <p>β・γ 固体処理棟I 管理区域系 β・γ圧縮装置I</p> <p>β・γ 一時格納庫I 管理区域系</p> <p>β・γ 固体処理棟IV 管理区域系 セル系 分類セル β・γ貯蔵セル</p> <p>(固体廃棄物減容処理施設) 減容処理設備セル系 前処理セル 焼却溶融セル 保守ホール 予備系 グローブボックス系 フード系 管理区域系</p> <p>(注) ▽：高性能フィルタ ○：排風機 -----：装置等からの排気を示す。</p>	<p>(α) 固体処理棟 α廃棄装置セル系 αホール 封入セル 管理区域系</p> <p>(β・γ) 固体処理棟III 管理区域系 β・γ廃棄装置</p> <p>β・γ 固体処理棟II 管理区域系 β・γ圧縮装置II</p> <p>β・γ 固体処理棟I 管理区域系 β・γ圧縮装置I</p> <p>β・γ 一時格納庫I 管理区域系</p> <p>β・γ 固体処理棟IV 管理区域系 セル系 分類セル β・γ貯蔵セル</p> <p>(固体廃棄物減容処理施設) 減容処理設備セル系 前処理セル 焼却溶融セル 保守ホール 予備系 グローブボックス系 フード系 管理区域系</p> <p>(注) ▽：高性能フィルタ ○：排風機 -----：装置等からの排気を示す。</p>	<p>備考</p> <p>図番号の繰上げ</p> <p>受入れ施設の変更及び化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p>

第21図 気体廃棄物の廃棄施設系統概要図

第20図 気体廃棄物の廃棄施設系統概要図

変更前						変更後						備考		
施設	主要な設備	受入れ施設		処理施設		管理施設	施設	主要な設備	受入れ施設		処理施設		管理施設	
		固体	液体	固体	液体				固体	液体	固体			液体
α 固体処理棟	α 封入設備			○			α 固体処理棟	α 封入設備			○			
	α 焼却装置			○				α 焼却装置			○			
	α ホール設備			○				α ホール設備			○			
β・γ 固体処理棟 I	β・γ 圧縮装置 I			○			β・γ 固体処理棟 I	β・γ 圧縮装置 I			○			
β・γ 固体処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II			○			β・γ 固体処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II			○			
	β・γ 一時格納庫 II	○						β・γ 一時格納庫 II	○					
β・γ 固体処理棟 III	β・γ 焼却装置			○			β・γ 固体処理棟 III	β・γ 焼却装置			○			
β・γ 固体処理棟 IV	β・γ 封入設備			○			β・γ 固体処理棟 IV	β・γ 封入設備			○			
	β・γ 貯蔵セル	○						β・γ 貯蔵セル	○					
固体廃棄物減容処理施設	減容処理設備			○			固体廃棄物減容処理施設	減容処理設備			○			
廃液処理棟	廃液蒸発装置 I				○		廃液処理棟	廃液蒸発装置 I				○		
	廃液蒸発装置 II				○			廃液蒸発装置 II				○		
	<u>化学処理装置</u>				<u>○</u>			セメント固化装置				○		
	セメント固化装置				○							○		
α 固体貯蔵施設	α 固体貯蔵施設					○	α 固体貯蔵施設	α 固体貯蔵施設					○	
α 一時格納庫	α 一時格納庫	○					α 一時格納庫	α 一時格納庫	○					
β・γ 一時格納庫 I	β・γ 一時格納庫 I	○					β・γ 一時格納庫 I	β・γ 一時格納庫 I	○					
固体集積保管場 I	固体集積保管場 I						○						○	
固体集積保管場 II	固体集積保管場 II												○	
固体集積保管場 III	固体集積保管場 III												○	
固体集積保管場 IV	固体集積保管場 IV												○	
管理機械棟*1							管理機械棟*1							
廃液貯留施設 I	処理済廃液貯槽				○		廃液貯留施設 I	処理済廃液貯槽				○		
	廃液貯槽 I		○					廃液貯槽 I		○				
	廃棄物管理施設用廃液貯槽		○					廃棄物管理施設用廃液貯槽		○				
廃液貯留施設 II	廃液貯槽 II		○			廃液貯留施設 II	廃液貯槽 II		○					

受入れ施設の追加

化学処理装置の使用の停止に伴う削除

表 1-1-1 廃棄物管理施設の安全機能を有する施設の機能分類

施設区分	施設名	安全機能の有無									
		① 危険防止機能	② 危険回避機能	③ 火災発生時の危険防止機能	④ 火災発生時の危険回避機能	⑤ 火災発生時の危険防止・回避機能	⑥ 火災発生時の危険防止・回避機能	⑦ 火災発生時の危険防止・回避機能	⑧ 火災発生時の危険防止・回避機能	⑨ 火災発生時の危険防止・回避機能	⑩ 火災発生時の危険防止・回避機能
廃棄物処理施設	解体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	リサイクル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	資源回収	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	資源回収	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	資源回収	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	資源回収	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	資源回収	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	資源回収	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	資源回収	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	資源回収	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
資源回収	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

変更前

表 1-1-1 廃棄物管理施設の安全機能を有する施設の機能分類

施設区分	施設名	安全機能の有無									
		① 危険防止機能	② 危険回避機能	③ 火災発生時の危険防止機能	④ 火災発生時の危険回避機能	⑤ 火災発生時の危険防止・回避機能	⑥ 火災発生時の危険防止・回避機能	⑦ 火災発生時の危険防止・回避機能	⑧ 火災発生時の危険防止・回避機能	⑨ 火災発生時の危険防止・回避機能	⑩ 火災発生時の危険防止・回避機能
廃棄物処理施設	解体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	リサイクル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	資源回収	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	資源回収	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	資源回収	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	資源回収	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	資源回収	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	資源回収	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	資源回収	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	資源回収	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

変更後

備考

化学処理装置の使用の停止に伴う記載の変更

変更前			変更後			備考
表1 閉じ込め機能を設ける設備			表1 閉じ込め機能を設ける設備			化学処理装置の使用の停止に伴う削除 液体廃棄物の受入れ施設の見直し 有機廃液一時格納庫の削除
建家	設備 ^{*1}	備考 ^{*2}	建家	設備 ^{*1}	備考 ^{*2}	
廃液処理棟	廃液蒸発装置Ⅰ	ベント系接続 ^{*3}	廃液処理棟	廃液蒸発装置Ⅰ	ベント系接続 ^{*3}	
	<u>化学処理装置</u>	<u>上部開放^{*3}</u>		廃液蒸発装置Ⅱ	ベント系接続 ^{*3}	
	廃液蒸発装置Ⅱ	ベント系接続 ^{*3}		セメント固化装置	—	
	セメント固化装置	—	廃棄物管理施設用廃液貯槽	—	上部開放 ^{*3}	
廃棄物管理施設用廃液貯槽	—	上部開放 ^{*3}	排水監視施設	排水監視設備	上部開放 ^{*3}	
排水監視施設	排水監視設備	上部開放 ^{*3}	β・γ固体処理棟Ⅰ	β・γ圧縮装置Ⅰ	—	
β・γ固体処理棟Ⅰ	β・γ圧縮装置Ⅰ	—	β・γ固体処理棟Ⅱ	β・γ圧縮装置Ⅱ	—	
β・γ固体処理棟Ⅱ	β・γ圧縮装置Ⅱ	—	β・γ固体処理棟Ⅲ	β・γ焼却装置	—	
β・γ固体処理棟Ⅲ	β・γ焼却装置	—		β・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽	—	
	β・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽	—		<u>有機溶媒貯槽</u>	—	
β・γ固体処理棟Ⅳ	β・γ封入設備	—	β・γ固体処理棟Ⅳ	β・γ封入設備	—	
	β・γ貯蔵セル	—		β・γ貯蔵セル	—	
α固体処理棟	α封入設備	—	α固体処理棟	α封入設備	—	
	α焼却装置	—		α焼却装置	—	
	αホール設備	—		αホール設備	—	
	α固体処理棟予備処理装置	—		α固体処理棟予備処理装置	—	
固体集積保管場Ⅰ	—	—	固体集積保管場Ⅰ	—	—	
廃液貯留施設Ⅰ	処理済廃液貯槽	上部開放 ^{*3}	廃液貯留施設Ⅰ	処理済廃液貯槽	上部開放 ^{*3}	
	廃液貯槽Ⅰ	上部開放 ^{*3}		廃液貯槽Ⅰ	上部開放 ^{*3}	
廃液貯留施設Ⅱ	廃液貯槽Ⅱ	上部開放 ^{*3}	廃液貯留施設Ⅱ	廃液貯槽Ⅱ	上部開放 ^{*3}	
<u>有機廃液一時格納庫</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	管理機械棟	分析フード	—	
管理機械棟	分析フード	—		保管容器	—	
	保管容器	—	固体廃棄物減容処理施設	各種セル	一部セルライニング ^{*4}	
固体廃棄物減容処理施設	各種セル	一部セルライニング ^{*4}				

*1：建家名と同名の設備は「—」とする。

*1：建家名と同名の設備は「—」とする。

変更前	変更後	備考
<p>装置、β・γ圧縮装置Ⅰ、β・γ圧縮装置Ⅱ、β・γ焼却装置、β・γ封入設備、β・γ貯蔵セル、α封入設備、α焼却装置、αホール設備、α固体処理棟予備処理装置、分析フード、前処理セル、焼却溶融セル、保守ホール、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽とする。この内、α封入設備、α焼却装置、αホール設備、α固体処理棟予備処理装置は、β・γ核種を取り扱う設備より負圧を深くし、隣接する区域の空気はこの区域に流入するようにして、他の区域へ流れ難いように設計する。</p> <p>解釈第2項第3号について</p> <p>液体廃棄物を内蔵する設備・機器は、漏えいの発生防止、漏えいの早期検出及び拡大防止する設計とする。また、建家については、液体廃棄物の建家外への漏えい防止、気体廃棄物の敷地外への管理されない放出の防止を考慮した設計とする。</p> <p>液体廃棄物を内蔵する設備及び機器は廃液蒸発装置Ⅰ、<u>化学処理装置</u>、<u>廃液蒸発装置Ⅱ</u>、排水監視設備、β・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽、処理済廃液貯槽、廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱである。それぞれ、ピットや堰、漏えい検出器を備える設計とする。また、貯槽はステンレス鋼板又は合成樹脂でライニングし、漏えいを防止する設計とする。</p> <p>解釈第2項第4号について</p> <p>廃棄物管理施設で取り扱う放射性廃棄物を搬送する設備は、落下防止を考慮した吊り具を用いる設計とする。</p> <p>廃棄物パッケージ（添付書類五 2.5項(1) 抜粋）</p> <p>廃棄物パッケージは通常時に取り扱う最大高さからの落下に対しても、破損により内容物が漏出し難い強度を有する構造の容器とする。</p> <p>廃棄物パッケージの取扱いは、落下防止を考慮した専用の吊り具及びパレットによって行うとともに、使用するクレーン、フォークリフト及びエレベータ</p>	<p>装置、β・γ圧縮装置Ⅰ、β・γ圧縮装置Ⅱ、β・γ焼却装置、β・γ封入設備、β・γ貯蔵セル、α封入設備、α焼却装置、αホール設備、α固体処理棟予備処理装置、分析フード、前処理セル、焼却溶融セル、保守ホール、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽とする。この内、α封入設備、α焼却装置、αホール設備、α固体処理棟予備処理装置は、β・γ核種を取り扱う設備より負圧を深くし、隣接する区域の空気はこの区域に流入するようにして、他の区域へ流れ難いように設計する。</p> <p>解釈第2項第3号について</p> <p>液体廃棄物を内蔵する設備・機器は、漏えいの発生防止、漏えいの早期検出及び拡大防止する設計とする。また、建家については、液体廃棄物の建家外への漏えい防止、気体廃棄物の敷地外への管理されない放出の防止を考慮した設計とする。</p> <p>液体廃棄物を内蔵する設備及び機器は廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ、排水監視設備、<u>有機溶媒貯槽</u>、β・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽、処理済廃液貯槽、廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱである。それぞれ、ピットや堰、漏えい検出器を備える設計とする。また、貯槽はステンレス鋼板又は合成樹脂でライニングし、漏えいを防止する設計とする。</p> <p>解釈第2項第4号について</p> <p>廃棄物管理施設で取り扱う放射性廃棄物を搬送する設備は、落下防止を考慮した吊り具を用いる設計とする。</p> <p>廃棄物パッケージ（添付書類五 2.5項(1) 抜粋）</p> <p>廃棄物パッケージは通常時に取り扱う最大高さからの落下に対しても、破損により内容物が漏出し難い強度を有する構造の容器とする。</p> <p>廃棄物パッケージの取扱いは、落下防止を考慮した専用の吊り具及びパレットによって行うとともに、使用するクレーン、フォークリフト及びエレベータ</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除及び液体廃棄物の受入れ施設の見直し</p>

変更前				変更後				備考
表1 建家及び主要な設備及び機器の耐震クラス(1/6)				表1 建家及び主要な設備及び機器の耐震クラス(1/6)				化学処理装置の使用の停止に伴う変更
建家	建家の耐震クラス	主要な設備及び機器の種類	設備の耐震クラス	建家	建家の耐震クラス	主要な設備及び機器の種類	設備の耐震クラス	
廃液処理棟	C	<u>化学処理装置(二段凝集沈澱方式)</u> 凝集沈澱槽 2基 排泥槽 2基 スラッジ貯槽 1基 砂ろ過塔 2基 分析フード 4基	C	廃液処理棟	C	廃液蒸発装置I(強制循環型蒸気圧縮方式) 蒸気室 1基 カランドリア 1基 強制循環ポンプ 1基 蒸気圧縮機 1基 濃縮液受槽 1基	C	記載の追加
		廃液蒸発装置II(単効型自然循環方式) 蒸発缶 1基 充填塔 1基 凝縮器 2基 濃縮液受槽 1基	B 充填塔 C 凝縮器			廃液蒸発装置II(単効型自然循環方式) 蒸気室 1基 カランドリア 1基 強制循環ポンプ 1基 蒸気圧縮機 1基 濃縮液受槽 1基 <u>分析フード 4基*</u>	B 充填塔 C 凝縮器	
廃液貯留施設I	C	セメント固化装置(混練方式) 凍結再融解槽 2基 スラッジ槽 1基 濃縮液槽 1基 混練機 1式	C	廃液貯留施設I	C	セメント固化装置(混練方式) 濃縮液槽 1基 混練機 1式	C	化学処理装置の使用の停止に伴う削除
		廃棄物管理施設用廃液貯槽 鉄筋コンクリート製貯槽 2基	C			廃棄物管理施設用廃液貯槽 鉄筋コンクリート製貯槽 2基	C	
廃液貯留施設I	C	処理済廃液貯槽 鉄筋コンクリート製貯槽 1基	C	廃液貯留施設I	C	処理済廃液貯槽 鉄筋コンクリート製貯槽 1基	C	記載の追加
		廃液貯槽I 鉄筋コンクリート製貯槽 6基 常陽系統配管 1式	C			廃液貯槽I 鉄筋コンクリート製貯槽 6基 常陽系統配管 1式	C	
				* : うち3基は管理機械棟に設置				

変更前	変更後	備考
<p>α 固体処理棟 α 焼却装置 セル系 α ホール 封入セル 管理区域系</p> <p>β・γ 固体処理棟 I 管理区域系 β・γ 圧縮装置 I</p> <p>β・γ 一時格納庫 I 管理区域系</p> <p>β・γ 固体処理棟 II 管理区域系 β・γ 圧縮装置 II</p> <p>β・γ 固体処理棟 III 管理区域系 β・γ 焼却装置</p> <p>β・γ 固体処理棟 IV 管理区域系 セル系 分類セル β・γ 貯蔵セル</p> <p>廃液貯留施設 II 貯槽内 管理区域系</p> <p>廃液処理棟 化学処理装置 廃液蒸発装置 I 廃液蒸発装置 II セメント固化装置 管理区域系</p> <p>上記以外の施設 (廃液貯留施設 I、有機廃液一時格納庫、α 固体貯蔵施設、管理機械棟) 管理区域系</p> <p>(注) ▽ ; 高性能フィルタ ○ ; 排風機 ----- ; 装置等からの排気を示す。</p>	<p>α 固体処理棟 α 焼却装置 セル系 α ホール 封入セル 管理区域系</p> <p>β・γ 固体処理棟 I 管理区域系 β・γ 圧縮装置 I</p> <p>β・γ 固体処理棟 II 管理区域系 β・γ 圧縮装置 II</p> <p>β・γ 固体処理棟 III 管理区域系 β・γ 焼却装置</p> <p>β・γ 固体処理棟 IV 管理区域系 セル系 分類セル β・γ 貯蔵セル</p> <p>廃液貯留施設 II 貯槽内 管理区域系</p> <p>廃液処理棟 廃液蒸発装置 I 廃液蒸発装置 II セメント固化装置 管理区域系</p> <p>上記以外の施設 (廃液貯留施設 I、α 一時格納庫、α 固体貯蔵施設、管理機械棟) 管理区域系</p> <p>(注) ▽ ; 高性能フィルタ ○ ; 排風機 ----- ; 装置等からの排気を示す。</p>	<p>化学処理装置の記載の削除</p> <p>有機廃液一時格納庫の記載の削除</p>
<p>廃棄物管理施設の気体廃棄物の廃棄施設系統概要図 (添付書類五 第8.2.1図(1))</p>	<p>廃棄物管理施設の気体廃棄物の廃棄施設系統概要図 (添付書類五 第8.2.1図(1))</p>	
<p>解釈第2項について</p> <p>廃棄物管理施設に設置する機器類は、国内法規に基づく規格及び基準並びに民間の規格及び基準を準拠するものである。</p> <p>廃棄物管理施設の準拠規格及び基準</p> <p>廃棄物管理施設は、主に以下に示す国内法規に基づく規格及び基準並びに民間の規格及び基準を準拠するものとする。</p> <p>(1) 国内法規</p> <p>① 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律</p> <p>② 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</p>	<p>解釈第2項について</p> <p>廃棄物管理施設に設置する機器類は、国内法規に基づく規格及び基準並びに民間の規格及び基準を準拠するものである。</p> <p>廃棄物管理施設の準拠規格及び基準</p> <p>廃棄物管理施設は、主に以下に示す国内法規に基づく規格及び基準並びに民間の規格及び基準を準拠するものとする。</p> <p>(1) 国内法規</p> <p>① 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律</p> <p>② 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</p>	

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第十三条（処理施設）</p> <p>廃棄物管理施設には、必要に応じて、次に掲げるところにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三十二条第二号に規定する処理を行うための施設を設けなければならない。</p> <p>一 受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するものとする。</p> <p>二 処理に伴い生じた放射性廃棄物を排出する場合は、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、廃棄施設に接続する排気口の設置その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>第1項第1号について</p> <p>廃棄物管理施設には、受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有する設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設には、受け入れる液体廃棄物を、その性状、含まれる放射性物質の種類及び量に応じて処理するため、廃液処理棟に<u>化学処理装置</u>、廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ及びセメント固化装置を収納し、廃液貯留施設Ⅰに処理済廃液貯槽を、排水監視施設に排水監視設備を収容し、処理するために必要な能力を有するようにするため、年間で事業</p>	<p>第十三条（処理施設）</p> <p>廃棄物管理施設には、必要に応じて、次に掲げるところにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三十二条第二号に規定する処理を行うための施設を設けなければならない。</p> <p>一 受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するものとする。</p> <p>二 処理に伴い生じた放射性廃棄物を排出する場合は、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、廃棄施設に接続する排気口の設置その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>第1項第1号について</p> <p>廃棄物管理施設には、受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有する設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設には、受け入れる液体廃棄物を、その性状、含まれる放射性物質の種類及び量に応じて処理するため、廃液処理棟に廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ及びセメント固化装置を収納し、廃液貯留施設Ⅰに処理済廃液貯槽を、排水監視施設に排水監視設備を収容し、処理するために必要な能力を有するようにするため、年間で事業</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>所から発生する固体廃棄物及び近隣の事業者から処理を委託される固体廃棄物の総量を処理できる設計とする。</p> <p>第1項第2号について</p> <p>廃棄物管理施設には、処理に伴い生じた液体状及び気体状の放射性廃棄物を排出するにあたっては、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減し、周辺監視区域外の平常時における廃棄物管理施設からの環境への放射性物質の放出に伴う公衆の受ける線量が、直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量と合わせて「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（昭和50年5月13日 原子力安全委員会決定）において定める線量目標値（$50\mu\text{Sv}/\text{年}$以下）が達成できるよう、処理施設で発生する気体廃棄物は、廃棄施設を経由して排気口から放出する。同様に、液体廃棄物は、廃棄物管理施設から発生した放射性廃棄物とともに蒸発処理 <u>又は化学処理</u> を行い、処理済廃液は希釈し、放射性物質の濃度が「線量告示」に定められている周辺監視区域外の水中の濃度限度を十分下回っていることを確認した後、排水口から放出する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">〔 添付書類五の下記項目参照 処理施設 （4.2項） 〕</p>	<p>所から発生する固体廃棄物及び近隣の事業者から処理を委託される固体廃棄物の総量を処理できる設計とする。</p> <p>第1項第2号について</p> <p>廃棄物管理施設には、処理に伴い生じた液体状及び気体状の放射性廃棄物を排出するにあたっては、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減し、周辺監視区域外の平常時における廃棄物管理施設からの環境への放射性物質の放出に伴う公衆の受ける線量が、直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量と合わせて「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（昭和50年5月13日 原子力安全委員会決定）において定める線量目標値（$50\mu\text{Sv}/\text{年}$以下）が達成できるよう、処理施設で発生する気体廃棄物は、廃棄施設を経由して排気口から放出する。同様に、液体廃棄物は、廃棄物管理施設から発生した放射性廃棄物とともに蒸発処理を行い、処理済廃液は希釈し、放射性物質の濃度が「線量告示」に定められている周辺監視区域外の水中の濃度限度を十分下回っていることを確認した後、排水口から放出する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">〔 添付書類五の下記項目参照 処理施設 （4.2項） 〕</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p>

変更前	変更後	備考
<p>地下1階、建築面積約190m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第3図に示す。建家内には、液体廃棄物の処理施設の排水監視設備を収容する。</p> <p>ii) 液体廃棄物の処理施設の主要な設備</p> <p><u>(a) 化学処理装置</u> <u>化学処理装置は、液体廃棄物Aのうち、物理的・化学的性質が安定した、主としてJMT R原子炉施設から発生する一次冷却水を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として凝集沈澱槽、排泥槽、スラッジ貯槽、砂ろ過塔及び分析フードで構成する。</u></p> <p><u>(b) 廃液蒸発装置 I</u> 廃液蒸発装置 I は、液体廃棄物 A <u>のうち、物理的・化学的性質が多様な、主として実験系廃液</u>を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として蒸気室、カランドリア、強制循環ポンプ、蒸気圧縮機 <u>及び濃縮液受槽</u>で構成する。</p> <p><u>(c) 廃液蒸発装置 II</u> 廃液蒸発装置 II は、液体廃棄物 B 及び廃液蒸発装置 I で発生する濃縮液を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として蒸発缶、充填塔、凝縮器及び濃縮液受槽で構成する。</p> <p><u>(d) セメント固化装置</u> セメント固化装置は、<u>主として化学処理装置から発生するスラッジ及び廃液蒸発装置 II から発生する濃縮液</u>を固型化するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として<u>凍結再融解槽、スラッジ槽、濃縮液槽</u>及び混練機で構成する。</p> <p><u>(e) 処理済廃液貯槽</u> 本貯槽は、主として放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回る処理済廃液を一時貯留し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するための貯槽で、廃液貯留施設 I に設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽で構成する。</p> <p><u>(f) 排水監視設備</u> 本設備は、主として放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回る処理済廃液を一時貯留し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するための設備で、排水監視施設に設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽で構成する。</p> <p>(ii) 主要な設備及び機器の種類 主要な設備及び機器の種類を第1表に示す。</p>	<p>地下1階、建築面積約190m²であり、耐震設計上の重要度をCクラスとして設計する。構造概要図を第3図に示す。建家内には、液体廃棄物の処理施設の排水監視設備を収容する。</p> <p>ii) 液体廃棄物の処理施設の主要な設備</p> <p>(削る)</p> <p><u>(a) 廃液蒸発装置 I</u> 廃液蒸発装置 I は、液体廃棄物 A を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として蒸気室、カランドリア、強制循環ポンプ、蒸気圧縮機、<u>濃縮液受槽及び分析フード</u>で構成する。</p> <p><u>(b) 廃液蒸発装置 II</u> 廃液蒸発装置 II は、液体廃棄物 B 及び廃液蒸発装置 I で発生する濃縮液を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として蒸発缶、充填塔、凝縮器及び濃縮液受槽で構成する。</p> <p><u>(c) セメント固化装置</u> セメント固化装置は、廃液蒸発装置 II から発生する濃縮液を固型化するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として濃縮液槽及び混練機で構成する。</p> <p><u>(d) 処理済廃液貯槽</u> 本貯槽は、主として放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回る処理済廃液を一時貯留し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するための貯槽で、廃液貯留施設 I に設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽で構成する。</p> <p><u>(e) 排水監視設備</u> 本設備は、主として放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回る処理済廃液を一時貯留し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するための設備で、排水監視施設に設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽で構成する。</p> <p>(ii) 主要な設備及び機器の種類 主要な設備及び機器の種類を第1表に示す。</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p> <p>号番号の繰上げ 化学処理装置の使用の停止に伴う削除及び変更</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ 化学処理装置の使用の停止に伴う見直し</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ</p>

変更前						変更後						備考	
第1表 液体廃棄物の処理施設の主要な設備及び機器の種類並びに処理する放射性廃棄物の種類及び最大処理能力						第1表 液体廃棄物の処理施設の主要な設備及び機器の種類並びに処理する放射性廃棄物の種類及び最大処理能力							
収容建家	年間処理量	主要な設備及び機器の種類	耐震クラス	処理する放射性廃棄物の種類	最大処理能力	収容建家	年間処理量	主要な設備及び機器の種類	耐震クラス	処理する放射性廃棄物の種類	最大処理能力		
廃液処理棟	9,400m ³	化学処理装置（二段凝集沈澱方式）	C	液体廃棄物 A 及び放出前廃液	10m ³ /h	廃液処理棟	5,400m ³					化学処理装置の使用の停止に伴う削除及び変更	
		<ul style="list-style-type: none"> 凝集沈澱槽 2基 排泥槽 2基 スラッジ貯槽 1基 砂ろ過塔 2基 分析フード 4基 											
		廃液蒸発装置 I（強制循環型蒸気圧縮方式） <ul style="list-style-type: none"> 蒸気室 1基 カランドリア 1基 強制循環ポンプ 1基 蒸気圧縮機 1基 濃縮液受槽 1基 	C	液体廃棄物 A 及び放出前廃液	3m ³ /h			廃液蒸発装置 I（強制循環型蒸気圧縮方式） <ul style="list-style-type: none"> 蒸気室 1基 カランドリア 1基 強制循環ポンプ 1基 蒸気圧縮機 1基 濃縮液受槽 1基 分析フード 4基* 	C	液体廃棄物 A 及び放出前廃液	3m ³ /h		
廃液蒸発装置 II（単効型自然循環方式） <ul style="list-style-type: none"> 蒸発缶 1基 充填塔 1基 凝縮器 2基 濃縮液受槽 1基 	B	液体廃棄物 B 及び濃縮液	1m ³ /h	廃液蒸発装置 II（単効型自然循環方式） <ul style="list-style-type: none"> 蒸発缶 1基 充填塔 1基 凝縮器 2基 濃縮液受槽 1基 	B	液体廃棄物 B 及び濃縮液	1m ³ /h				記載の見直し		
		セメント固化装置（混練方式） <ul style="list-style-type: none"> 凍結再融解槽 2基 スラッジ槽 1基 濃縮液槽 1基 混練機 1式 	C	スラッジ及び濃縮液	1m ³ /5日 (スラッジ) 200リットル/日 (濃縮液)			セメント固化装置（混練方式） <ul style="list-style-type: none"> 濃縮液槽 1基 混練機 1式 	C	濃縮液	200リットル/日 (濃縮液)		化学処理装置の使用の停止に伴う削除
廃液貯留施設 I	9,400m ³	処理済廃液貯槽 <ul style="list-style-type: none"> 鉄筋コンクリート製貯槽 1基 	C	処理済廃液	貯留量 200m ³	廃液貯留施設 I	5,400m ³	処理済廃液貯槽 <ul style="list-style-type: none"> 鉄筋コンクリート製貯槽 1基 	C	処理済廃液	貯留量 200m ³		記載の見直し
排水監視施設		排水監視設備 <ul style="list-style-type: none"> 鉄筋コンクリート製貯槽 1基 	C	処理済廃液	貯留量 500m ³	排水監視施設		排水監視設備 <ul style="list-style-type: none"> 鉄筋コンクリート製貯槽 1基 	C	処理済廃液	貯留量 500m ³		記載の見直し

*：うち3基は管理機械棟に設置

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第13条（処理施設）</p> <p>1 第13条に規定する「処理を行うための施設」は、他事業者から受け入れた放射性廃棄物を処理する施設をいう。なお、処理に当たっては廃棄施設との共用を妨げるものではない。</p> <p>2 第2号に規定する「周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できる」とは、ALARAの考え方の下、当該施設として「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（昭和50年5月13日原子力委員会決定）において定める線量目標値（50マイクロシーベルト／年以下）が達成できるよう、気体廃棄物処理施設にあつては、ろ過、貯留、減衰等により、液体廃棄物処理施設にあつては、ろ過、蒸発処理、イオン交換、貯留、減衰等により放射性物質の濃度を低減することをいう。</p> <p>（添付書類五）</p> <p>解釈第1項について</p> <p>廃棄物管理施設の処理施設は、受け入れた放射性廃棄物を、廃棄物管理施設において発生する液体又は固体状の放射性廃棄物とともに容器に封入又は容器に固型化するために必要な能力を有する設計とする。</p> <p>（液体廃棄物処理の概要と処理能力）</p> <p>液体廃棄物は、放射性物質の濃度により区分し、配管又はタンクローリにより受入れ施設に受け入れる。受け入れた液体廃棄物は、処理施設において <u>化学処理又は蒸発処理</u> を行い、<u>スラッジ及び濃縮液</u> と処理済廃液とに分離する。<u>スラッジ及び濃縮液</u> は、セメントにより容器に固型化してドラム缶型廃棄物パッケージとする。廃棄物パッケージは、管理施設において管理する。処理済廃液は、処理済廃液貯槽又は排水監視設備において、放射性物質濃度が「線量告示」の濃度限度を下回っていることを確認した後、周辺監視区域外の平常時における廃棄物管理施設からの環境への放</p>	<p>第13条（処理施設）</p> <p>1 第13条に規定する「処理を行うための施設」は、他事業者から受け入れた放射性廃棄物を処理する施設をいう。なお、処理に当たっては廃棄施設との共用を妨げるものではない。</p> <p>2 第2号に規定する「周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できる」とは、ALARAの考え方の下、当該施設として「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（昭和50年5月13日原子力委員会決定）において定める線量目標値（50マイクロシーベルト／年以下）が達成できるよう、気体廃棄物処理施設にあつては、ろ過、貯留、減衰等により、液体廃棄物処理施設にあつては、ろ過、蒸発処理、イオン交換、貯留、減衰等により放射性物質の濃度を低減することをいう。</p> <p>（添付書類五）</p> <p>解釈第1項について</p> <p>廃棄物管理施設の処理施設は、受け入れた放射性廃棄物を、廃棄物管理施設において発生する液体又は固体状の放射性廃棄物とともに容器に封入又は容器に固型化するために必要な能力を有する設計とする。</p> <p>（液体廃棄物処理の概要と処理能力）</p> <p>液体廃棄物は、放射性物質の濃度により区分し、配管又はタンクローリにより受入れ施設に受け入れる。受け入れた液体廃棄物は、処理施設において蒸発処理を行い、濃縮液と処理済廃液とに分離する。濃縮液は、セメントにより容器に固型化してドラム缶型廃棄物パッケージとする。廃棄物パッケージは、管理施設において管理する。処理済廃液は、処理済廃液貯槽又は排水監視設備において、放射性物質濃度が「線量告示」の濃度限度を下回っていることを確認した後、周辺監視区域外の平常時における廃棄物管理施設からの環境への放</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p>

変更前	変更後	備考
<p>放射性物質の放出に伴う公衆の受ける線量が、直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量と合わせて$50\mu\text{Sv}/\text{年}$以下が達成できるよう、一般排水溝へ放出する。処理済廃液貯槽及び排水監視設備においては、あらかじめ希釈水を貯留し、処理済廃液を希釈する。</p> <p>(1) 液体廃棄物の最大受入れ量</p> <p>液体廃棄物の最大受入れ量は、以下のとおりである。</p> <p>a. 液体廃棄物 A : $8,000\text{m}^3/\text{年}$</p> <p>b. 液体廃棄物 B : $1,400\text{m}^3/\text{年}$</p> <p>なお、<u>液体廃棄物 C はごく少量である。また、放出前廃液の量は、液体廃棄物 A に含むものとする。</u></p> <p>(2) 処理済廃液の処理能力</p> <p>処理済廃液貯槽及び排水監視設備は、処理済廃液の放射性物質濃度が「線量告示」の濃度限度を下回っていることを確認した後、一般排水溝へ放出するためのものである。処理済廃液貯槽及び排水監視設備においては、必要に応じて、あらかじめ一般排水を希釈水として貯留し、処理済廃液を希釈する。</p> <p>処理済廃液貯槽及び排水監視設備の廃液の貯留量は、合わせて700m^3である。</p> <p>処理施設から発生する処理済廃液は、年間約$10,000\text{m}^3$である。これを濃度限度以下とするために必要な一般排水の量は、年間約$65,000\text{m}^3$である。処理済廃液約$10,000\text{m}^3$及び希釈水約$65,000\text{m}^3$を一般排水溝に放出するために必要な年間稼働日数は約220日であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。</p> <p>したがって、処理済廃液の処理能力は十分である。</p> <p>(3) 液体廃棄物処理と設備の能力</p> <p>1) 液体廃棄物 A</p> <p>廃棄物管理施設における液体廃棄物 A の最大受入れ量は、年間$8,000\text{m}^3$である。<u>このうちの約$4,000\text{m}^3$は、J M T R 原子炉施設から発生する一次冷却水で、物理的・化学的性質が一定した^{24}Naを初期の支配核種とし、^3H、^{60}Co等を含むものである。その他の約$4,000\text{m}^3$は、物理的・化学的性質が多様な^{60}Co、^{90}Sr、^{137}Cs等を含むものである。</u></p>	<p>放射性物質の放出に伴う公衆の受ける線量が、直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量と合わせて$50\mu\text{Sv}/\text{年}$以下が達成できるよう、一般排水溝へ放出する。処理済廃液貯槽及び排水監視設備においては、あらかじめ希釈水を貯留し、処理済廃液を希釈する。</p> <p>(1) 液体廃棄物の最大受入れ量</p> <p>液体廃棄物の最大受入れ量は、以下のとおりである。</p> <p>a. 液体廃棄物 A : $4,000\text{m}^3/\text{年}$</p> <p>b. 液体廃棄物 B : $1,400\text{m}^3/\text{年}$</p> <p>なお、放出前廃液の量は、液体廃棄物 A に含むものとする。</p> <p>(2) 処理済廃液の処理能力</p> <p>処理済廃液貯槽及び排水監視設備は、処理済廃液の放射性物質濃度が「線量告示」の濃度限度を下回っていることを確認した後、一般排水溝へ放出するためのものである。処理済廃液貯槽及び排水監視設備においては、必要に応じて、あらかじめ一般排水を希釈水として貯留し、処理済廃液を希釈する。</p> <p>処理済廃液貯槽及び排水監視設備の廃液の貯留量は、合わせて700m^3である。</p> <p>処理施設から発生する処理済廃液は、年間約$6,000\text{m}^3$である。これを濃度限度以下とするために必要な一般排水の量は、年間約$39,000\text{m}^3$である。処理済廃液約$6,000\text{m}^3$及び希釈水約$39,000\text{m}^3$を一般排水溝に放出するために必要な年間稼働日数は約130日であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。</p> <p>したがって、処理済廃液の処理能力は十分である。</p> <p>(3) 液体廃棄物処理と設備の能力</p> <p>1) 液体廃棄物 A</p> <p>廃棄物管理施設における液体廃棄物 A の最大受入れ量は、年間$4,000\text{m}^3$であり、<u>物理的・化学的性質が多様な^{60}Co、^{90}Sr、^{137}Cs等を含むものである。</u></p>	<p>記載の見直し</p> <p>液体廃棄物 C の削除</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う変更</p> <p>記載の見直し</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p>

変更前	変更後	備考
<p><u>J M T R 原子炉施設から発生する一次冷却水の液体廃棄物は、廃液貯槽 I (200m³×5基、400m³×1基) に一時貯留する。半減期が15時間の²⁴Naについては、1週間以上貯留することによりその濃度を1/1,000 以下に減衰することができる。²⁴Naを減衰させた後の液体廃棄物は、化学処理装置で処理する。化学処理装置の処理能力は、10m³/hで、除染係数は、3.7Bq/cm³ から3.7×10⁻¹Bq/cm³程度の濃度の液体廃棄物に対して10~100程度が得られる。一次冷却水の液体廃棄物の量約4,000m³の処理に必要な年間稼働日数は約60日であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。したがって、化学処理装置の処理能力は十分である。</u></p> <p><u>一方、物理的・化学的性質が多様な液体廃棄物は、廃液貯槽 I に一時貯留した後、主として廃液蒸発装置 I により処理する。廃液蒸発装置 I は、処理能力3m³/h、除染係数10³ 以上が得られる。物理的・化学的性質が多様な液体廃棄物の量約4,000m³の処理に必要な年間稼働日数は約190日であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。したがって、廃液蒸発装置 I の処理能力は十分である。</u></p> <p><u>化学処理装置から発生するスラッジ (年間約20m³) は、セメント固化装置により固型化する。</u></p> <p>廃液蒸発装置 I から発生する濃縮液 (年間約200m³) は、後述の廃液蒸発装置 II でさらに処理する。</p> <p>2) 液体廃棄物 B</p> <p>液体廃棄物 B の受入れ量は、定常的には年間約230m³であるが、その他予期し得ない要因で排出されるものを考慮しても年間最大1,400m³である。</p> <p>液体廃棄物 B は、廃液貯槽 II (70m³×4基) に液体廃棄物の物理的・化学的性質によって区分して一時貯留する。液体廃棄物 B は、貯槽でpH等の調整を行った後、廃液蒸発装置 II で処理する。廃液蒸発装置 II は、処理能力1m³/h、除染係数10⁴ 以上が得られる。</p> <p>なお、廃液蒸発装置 I からの濃縮液年間約200m³ も廃液蒸発装置 II で処理する。</p> <p>最大受入れ量1,400m³に廃液蒸発装置 I からの濃縮液約200m³を加えても、処理に必要な年間稼働日数は約230日であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。したがって、廃液蒸発装置 II の処理能力は十分である。</p> <p>廃液蒸発装置 II から発生する濃縮液 (年間約11m³) は、セメント固化装置により固型化する。</p> <p>3) <u>液体廃棄物 C、スラッジ及び濃縮液</u></p> <p><u>液体廃棄物 C は、液体廃棄物処理施設内において、セメント等の固化素材を用いて容器に固型化して廃棄物パッケージとする。</u></p> <p><u>化学処理装置から発生するスラッジ (年間約20m³) 及び廃液蒸発装置 II から発生する濃縮液 (年間約11m³) は、セメント固化装置により固型化して廃棄物パッケージとする。</u></p> <p>セメント固化装置の処理能力は、<u>スラッジについては5日で約1m³の処理ができる。また、濃縮液については1日あたり約0.2m³の処理ができる。スラッジ及び濃縮液の処理に必要な年間稼働日数は約155日</u>であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。</p>	<p>液体廃棄物 <u>A</u> は、廃液貯槽 I に一時貯留した後、主として廃液蒸発装置 I により処理する。廃液蒸発装置 I は、処理能力3m³/h、除染係数10³ 以上が得られる。液体廃棄物 <u>A</u> の4,000m³の処理に必要な年間稼働日数は約190日であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。したがって、廃液蒸発装置 I の処理能力は十分である。</p> <p>廃液蒸発装置 I から発生する濃縮液 (年間約200m³) は、後述の廃液蒸発装置 II でさらに処理する。</p> <p>2) 液体廃棄物 B</p> <p>液体廃棄物 B の受入れ量は、定常的には年間約230m³であるが、その他予期し得ない要因で排出されるものを考慮しても年間最大1,400m³である。</p> <p>液体廃棄物 B は、廃液貯槽 II (70m³×4基) に液体廃棄物の物理的・化学的性質によって区分して一時貯留する。液体廃棄物 B は、貯槽でpH等の調整を行った後、廃液蒸発装置 II で処理する。廃液蒸発装置 II は、処理能力1m³/h、除染係数10⁴ 以上が得られる。</p> <p>なお、廃液蒸発装置 I からの濃縮液年間約200m³ も廃液蒸発装置 II で処理する。</p> <p>最大受入れ量1,400m³に廃液蒸発装置 I からの濃縮液約200m³を加えても、処理に必要な年間稼働日数は約230日であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。したがって、廃液蒸発装置 II の処理能力は十分である。</p> <p>廃液蒸発装置 II から発生する濃縮液 (年間約11m³) は、セメント固化装置により固型化する。</p> <p>3) 濃縮液</p> <p>廃液蒸発装置 II から発生する濃縮液 (年間約11m³) は、セメント固化装置により固型化して廃棄物パッケージとする。</p> <p>セメント固化装置の処理能力は、1日あたり約0.2m³の処理ができる。濃縮液の処理に必要な年間稼働日数は<u>約55日</u>であり、年間の稼働可能な日数に対して十分な余裕を有する。</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p> <p>記載の見直し</p> <p>記載の見直し</p> <p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p> <p>記載の見直し</p> <p>記載の見直し</p>

変更前	変更後	備考
<p>棄物の処理施設の排水監視設備を収容する。</p> <p>ii) 液体廃棄物の処理施設の主要な設備</p> <p><u>(a) 化学処理装置</u></p> <p><u>化学処理装置は、液体廃棄物Aのうち、物理的・化学的性質が一定した、主としてJMT R原子炉施設から発生する一次冷却水を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として凝集沈澱槽、排泥槽、スラッジ貯槽、砂ろ過塔及び分析フードで構成する。</u></p> <p><u>(b) 廃液蒸発装置 I</u></p> <p>廃液蒸発装置 I は、液体廃棄物 A のうち、物理的・化学的性質が多様な、主として実験系廃液を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として蒸気室、カランドリア、強制循環ポンプ、蒸気圧縮機 <u>及び濃縮液受槽</u> で構成する。</p> <p><u>(c) 廃液蒸発装置 II</u></p> <p>廃液蒸発装置 II は、液体廃棄物 B 及び廃液蒸発装置 I で発生する濃縮液を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として蒸発缶、充填塔、凝縮器及び濃縮液受槽で構成する。</p> <p><u>(d) セメント固化装置</u></p> <p>セメント固化装置は、<u>主として化学処理装置から発生するスラッジ及び</u>廃液蒸発装置 II から発生する濃縮液を固型化するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として<u>凍結再融解槽、スラッジ槽、濃縮液槽及び混練機</u>で構成する。</p> <p><u>(e) 処理済廃液貯槽</u></p> <p>本貯槽は、主として放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回る処理済廃液を一時貯留し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するための貯槽で、廃液貯留施設 I に設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽で構成する。</p> <p><u>(f) 排水監視設備</u></p> <p>本設備は、主として放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回る処理済廃液を一時貯留し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するための設備で、排水監視施設に設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽で構成する。</p> <p>(ii) 主要な設備及び機器の種類 主要な設備及び機器の種類を第1表に示す。</p> <p>(iii) 処理する放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大処理能力</p>	<p>棄物の処理施設の排水監視設備を収容する。</p> <p>ii) 液体廃棄物の処理施設の主要な設備</p> <p>(削る)</p> <p><u>(a) 廃液蒸発装置 I</u></p> <p>廃液蒸発装置 I は、液体廃棄物 A のうち、物理的・化学的性質が多様な、主として実験系廃液を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として蒸気室、カランドリア、強制循環ポンプ、蒸気圧縮機、<u>濃縮液受槽及び分析フード</u>で構成する。</p> <p><u>(b) 廃液蒸発装置 II</u></p> <p>廃液蒸発装置 II は、液体廃棄物 B 及び廃液蒸発装置 I で発生する濃縮液を処理するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として蒸発缶、充填塔、凝縮器及び濃縮液受槽で構成する。</p> <p><u>(c) セメント固化装置</u></p> <p>セメント固化装置は、廃液蒸発装置 II から発生する濃縮液を固型化するための装置で、廃液処理棟に設置し、主として濃縮液槽及び混練機で構成する。</p> <p><u>(d) 処理済廃液貯槽</u></p> <p>本貯槽は、主として放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回る処理済廃液を一時貯留し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するための貯槽で、廃液貯留施設 I に設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽で構成する。</p> <p><u>(e) 排水監視設備</u></p> <p>本設備は、主として放射性物質の濃度が「線量告示」に定める濃度限度を下回る処理済廃液を一時貯留し、放射性物質濃度を測定した後、一般排水溝へ放出するための設備で、排水監視施設に設置し、主として鉄筋コンクリート製貯槽で構成する。</p> <p>(ii) 主要な設備及び機器の種類 主要な設備及び機器の種類を第1表に示す。</p> <p>(iii) 処理する放射性廃棄物の種類及びその種類ごとの最大処理能力</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除及び記載の見直し</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>記載の見直し 号番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ 化学処理装置の使用の停止に伴う見直し</p> <p>号番号の繰上げ</p> <p>号番号の繰上げ</p>

変更前	変更後	備考
<p>第十七条（廃棄施設）</p> <p>廃棄物管理施設には、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、当該廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設（放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。）を設けなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理施設には、十分な容量を有する放射性廃棄物を保管廃棄する施設を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>第1項について</p> <p>廃棄物管理施設において発生する液体廃棄物は、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう蒸発処理又は化学処理を行い、処理済廃液の放射性物質の濃度が高い場合は希釈し、放射性物質の濃度が「線量告示」に定められている周辺監視区域外の水中の濃度限度を十分下回る廃棄施設を設ける。周辺監視区域外の平常時における廃棄物管理施設からの環境への放射性物質の放出に伴う公衆の受ける線量が、直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量と合わせて50μSv/年以下が達成できるよう、排水口から放出する設計とする。</p> <p>液体廃棄物を処理又は一時貯留する廃棄施設は、廃液処理棟、β・γ固体処理棟Ⅲ、α固体処理棟及び固体廃棄物減容処理施設の建家並びにα固体処理棟廃液予備処理装置、β・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽、廃棄物管理施設用廃液貯槽及び固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽で構成する。</p> <p>また、水中の放射性物質の濃度を十分に低減するため、液体廃棄物の廃棄施設として、廃棄物管理施設の処理施設にて、廃液の性状に応じて処理出来る設計とする。</p> <p>気体廃棄物は、各設備に附属する建家の排気口から周辺監視区域の外の空</p>	<p>第十七条（廃棄施設）</p> <p>廃棄物管理施設には、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、当該廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設（放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。）を設けなければならない。</p> <p>2 廃棄物管理施設には、十分な容量を有する放射性廃棄物を保管廃棄する施設を設けなければならない。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>第1項について</p> <p>廃棄物管理施設において発生する液体廃棄物は、周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう蒸発処理を行い、処理済廃液の放射性物質の濃度が高い場合は希釈し、放射性物質の濃度が「線量告示」に定められている周辺監視区域外の水中の濃度限度を十分下回る廃棄施設を設ける。周辺監視区域外の平常時における廃棄物管理施設からの環境への放射性物質の放出に伴う公衆の受ける線量が、直接線及びスカイシャイン線により公衆の受ける線量と合わせて50μSv/年以下が達成できるよう、排水口から放出する設計とする。</p> <p>液体廃棄物を処理又は一時貯留する廃棄施設は、廃液処理棟、β・γ固体処理棟Ⅲ、α固体処理棟及び固体廃棄物減容処理施設の建家並びにα固体処理棟廃液予備処理装置、β・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽、廃棄物管理施設用廃液貯槽及び固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽で構成する。</p> <p>また、水中の放射性物質の濃度を十分に低減するため、液体廃棄物の廃棄施設として、廃棄物管理施設の処理施設にて、廃液の性状に応じて処理出来る設計とする。</p> <p>気体廃棄物は、各設備に附属する建家の排気口から周辺監視区域の外の空</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>三 放射性廃棄物を保管廃棄する施設は、廃棄物管理施設から発生する放射性廃棄物による汚染の拡大防止を考慮して設計されていること。</p> <p>4 第17条第2項に規定する「十分な容量」とは、将来的に廃棄物管理施設から発生する放射性廃棄物の発生量及び搬出量を考慮したものであること。</p> <p>5 放射性液体廃棄物を扱う施設を設けるときは、「放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的考え方」（昭和56年9月28日原子力安全委員会決定）を参考とすること。</p> <p>6 第17条第2項に規定する「放射性廃棄物を保管廃棄する施設」とは、管理規則第2条第1項第2号トに規定する廃気槽、廃液槽及び保管廃棄施設をいう。</p> <p>(添付書類五)</p> <p>解釈第3項について</p> <p>廃棄物管理施設において発生する液体廃棄物は、受け入れた廃棄物とともに周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう蒸発処理又は化学処理を行い、処理済廃液は必要に応じて希釈し、放射性物質の濃度が「線量告示」に定められている周辺監視区域外の水中の濃度限度を十分下回る廃棄施設を設ける。気体廃棄物は、各設備に附属する建家の排気口から周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう排気浄化装置によりろ過して放出する設計である。これら液体廃棄物及び気体廃棄物を環境に放出する場合には、放出される排気中及び排水中の放射性物質の濃度及び量について、法令に定める限度を超えないことはもとより、周辺監視区域外において、平常時における廃棄物管理施設からの環境への液体及び気体中の放射性物質の放出に伴う公衆の受ける線量が、直接線及びスカイシャイン線により公衆</p>	<p>三 放射性廃棄物を保管廃棄する施設は、廃棄物管理施設から発生する放射性廃棄物による汚染の拡大防止を考慮して設計されていること。</p> <p>4 第17条第2項に規定する「十分な容量」とは、将来的に廃棄物管理施設から発生する放射性廃棄物の発生量及び搬出量を考慮したものであること。</p> <p>5 放射性液体廃棄物を扱う施設を設けるときは、「放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的考え方」（昭和56年9月28日原子力安全委員会決定）を参考とすること。</p> <p>6 第17条第2項に規定する「放射性廃棄物を保管廃棄する施設」とは、管理規則第2条第1項第2号トに規定する廃気槽、廃液槽及び保管廃棄施設をいう。</p> <p>(添付書類五)</p> <p>解釈第3項について</p> <p>廃棄物管理施設において発生する液体廃棄物は、受け入れた廃棄物とともに周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう蒸発処理を行い、処理済廃液は必要に応じて希釈し、放射性物質の濃度が「線量告示」に定められている周辺監視区域外の水中の濃度限度を十分下回る廃棄施設を設ける。気体廃棄物は、各設備に附属する建家の排気口から周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう排気浄化装置によりろ過して放出する設計である。これら液体廃棄物及び気体廃棄物を環境に放出する場合には、放出される排気中及び排水中の放射性物質の濃度及び量について、法令に定める限度を超えないことはもとより、周辺監視区域外において、平常時における廃棄物管理施設からの環境への液体及び気体中の放射性物質の放出に伴う公衆の受ける線量が、直接線及びスカイシャイン線により公衆</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除</p>